

平成 30 年 6 月 26 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380080

研究課題名(和文) 複層化する農地制度と農地政策 行くべき道を考える

研究課題名(英文) The emergence of multi-layered agricultural land systems and policies: A reflection over which path to take

研究代表者

原田 純孝 (HARADA, SUMITAKA)

中央大学・その他部局等・客員研究員

研究者番号：50013016

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：2009年の農地制度改革は、戦後の農地制度に大きな歴史的転換を画した。その上に立って2014年に創出された農地中間管理事業は、農地貸借の第3のルート(中間管理機構を介する転貸借)を開設して、生産性の高い担い手への農地利用の集積と一般企業の農業参入促進を目指したが、期待されたほどの成果は上がっていない。他方で、農業従事者の高齢化、農村の過疎化、耕作放棄地の増加は止まらず、相続未登記・所有者不明化農地問題も深刻化している。人口減少・縮退社会への移行が進む中で、経済効率優先の農業政策と農地政策のあり方を見直し、農村地域空間の維持管理をも視野に入れた農地制度を再構築することが求められている。

研究成果の概要(英文)：The reform of the agricultural land system in 2009 marked a historical turning to the post-war farmland system. Based on it, the Institutions for the Intermediary Management of Farmland introduced in 2014 established the third way of farmland leasing (subleasing via the Institutions above-mentioned). Although it set out to promote the accumulation of farmland use into farmers with high productivity and the entry of business enterprises into agriculture, it could not produce the expected results. At the same time, the aging of farmers, the shrinking population and the increasing of abandoned land never stopped. The increasing of non-registered or non-claimed farmlands grew into serious problems. Facing the tendency towards smaller population and down-sized society, it is required to review the policies of agriculture which give priority to economic efficiency and to restructure the agricultural land system with an eye to the management of the entire sphere of rural communities.

研究分野：法学・法社会学・民法・経済法(農業法)・フランス法

キーワード：2009年農地制度改革 法人企業の農業参入 農地中間管理機構 農業委員会制度改革 地域的農地管理
相続未登記・所有者不明化農地 遊休不耕作農地対策 農地制度の日仏比較

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究者は、2006年度以来、継続して科研費の助成を受けつつ、農地制度改革のあるべき方向を持続的に追及してきた。その間、逐次に多数の研究業績を発表し、とくに2009年農地制度改革の際には、国会での参考人意見陳述を含む本研究者の意見が政府法案の国会修正に大きな影響を与えた。改正農地制度の施行後は、2011～2013年度に「道半ばの『農地改革』と日本農業のゆくえ 農地はだれのものか」という研究課題の下に科研費の助成を得て、新制度の構造的特徴と意義、その現実の効果と地域農業再生の道筋、農地の「地域資源」としての位置づけと「地域的農地管理」の可能性、「所有権取得の自由化」論の問題点などに焦点を当てて、現地調査を踏まえた研究を遂行していた。

(2) そこに、2013年末成立の法律(通称、農地中間管理機構法。以下、機構法)による農地中間管理事業が登場した(2014年度から実施)。この事業は、都道府県知事(以下、県、知事と略称)の下に設立される農地中間管理機構(以下、管理機構又は機構と略称)という法人が、多数の農地所有者から農地を賃借して中間管理し、農地の集団化や利用条件の整備等を行った上、その農地を担い手たる生産性の高い農業経営者に貸し付ける事業である。いわば農地の転貸事業であるが、民法612条の規定は適用除外され、管理機構が自由な農地中間管理権をもつ。

貸付けは、管理機構が定める「農用地利用配分計画」を知事が認可・公告することで行われる。貸付け相手(転借人)は、各管理機構が、あらかじめ公募し公表している借受け希望者の中から、機構の定める選定基準に基づいて選定する。借受け希望者には資格制限はなく、地域の認定農業者(法人を含む)等だけでなく、一般企業等も応募できる。

ただし、借り手となる場合には、農地の権利取得にかかる一般的な要件を満たさなければならない。そして、その賃貸借=転貸契約には、2009年制度改革で導入された特例貸借と同様に、適正に利用しない場合の解除条件が付される。

なお、この事業創設の構想が公表された当初には、耕作放棄地対策の手段という点がいま一方の狙いとして強調されたが、法案作成過程での官邸サイド(規制改革会議等)の批判を受けて、その点での中間管理事業の位置づけは、大幅に後退したものとなり、むしろ同時に改正された農地法上の遊休農地に関する措置の強化のほうが目をつけた。

(3) この事業(上の～)は、外形的には、貸借による農地移動を公的関与の下で方向づけ、利用権での農地の集約・集団化と経営の規模拡大を図ろうとするものである。しかし、その最重要な狙いの一つは、2009年農地制度改革で自由化された一般企業の特例貸借での農業参入をよりスムーズに促進することにあった。農水省の当初の事業構想

案に対して内閣府の規制改革会議と産業競争力会議が加えた修正点は、すべてその方向のものであった。ただし、国会では、本研究者を含む参考人の批判的意見等もあり、最終的に重要な修正が加えられた(法26条の追加)。その結果も含め、この事業制度の特徴としては、以下の点が注目された。

地域の認定農業者や農業生産法人等も借受け希望者になれるが、借り手=機構からの転借人)になるには、法律本体の建前上では、他の応募者との競争で勝たなければならない。農水省の当初案は、「人・農地プラン」の地元協議の仕組みを法制化し、その協議を通じて借り手を選定するとしたが、その考えは、政府提出法案では否定された。

借り手の選定基準については、法律上では、「農用地の利用の効率化及び高度化」を図るため「公平かつ適正に」選定できる基準とすることのみ定められている。

農業委員会の関与は排斥される。農業委員会は地元農業者の意向を反映して新規参入に対して消極的になるというのが理由であった。管理機構は、市町村に利用配分計画案の作成を委託できるが、その場合にも、市町村は農業委員会の意見を聞く必要はない。

以上の諸点は、農地利用(権)の「配分」について地域を越えた競争的な市場原理を導入しようとする政府法案の意図の表れであり、同法案の諸規定は、そのまま成立した法律の内容となっている。

それに対して、国会修正による法26条の新設追加は、政府法案では否定されていた、地元協議をベースとする借り手の選定方法を法律上で復活させる意味を持った。事実、法律成立後の農水省の関係文書では、「人・農地プラン」の策定を基本的なベースとして事業を進めることが明記されている。

(4) 以上を踏まえて、この事業制度を農地制度全体の中に置き直してみると、幾つもの新しい検討課題と問題点が現出してくる。

第1は、農地制度と農地政策の複層化である。すなわち、④この事業制度により、地域農業の現場や地元農業者の意向とは離れたところ(=県レベル)で、管理機構が、農地を効率的かつ高度利用する者(参入企業を含む)に農地の利用権を集中させていく新しいルートが開かれる。しかし、他方で、⑤経営基盤強化法上の市町村の利用集積計画による利用権設定や、⑥農地法3条の農業委員会の許可による賃貸借も、従来通りに存続するから、利用権=賃貸借による農地移動のルートが3つになる。賃貸借の当事者はもとより、地域の現場で農地関係業務に携わる人々の混乱は必至である。

第2に、政府及び農水省の狙いからすれば、④のルート=管理機構にいかにも多くの利用権を集めるかが大きな課題となる。農水省は、そのために、機構への農地の貸し手に対して機構集積協力金という名の巨額の補助金を用意するというが、そのことをどう評価する

かも問題となろう。そして、もし仮に②のルートの転貸借が農地移動の主軸になれば、農地制度の意義と機能にも重大な変化が生じ、法律面でも実態面でも新たに様々な問題点が生じてくるのではないか。

例えば、制度の構造面では、上の3つのルートの相互関係はどう捉えられるのか。しかも、所有権の移転は、市町村の利用集積計画（先の①）か、農地法の3条許可（同②）によるしかないのである。規模拡大する農業者にとっても、それらをどう組み合わせしていくかが問題となる。

また、管理機構が行う転貸借自体にも、種々の法律的問題がある。機構による借入れも貸付けも、従来の①と同様の「利用権」（比較的短期の・更新のない定期賃借権）とされるから、所有者による再設定の拒絶や有益費償還とかをめぐる問題が生じることは必至である。

第3に、農地制度の全体にかかわる事柄として、改正農地法1条の農地の「地域資源」という位置づけと、機構法の農地（利用）の捉え方との間には、明白な対立・対抗関係がある。機構法は、農地を専ら「生産資源」と捉えて、市場メカニズム的手法を活用しながら、その「再配分」と「農地利用の効率化及び高度化」を追求することを目指しているからである。改正農地法下で里山コモンズ論などとも連携した「地域的農地管理」の重要な主体たることを期待された農業委員会の関与も排斥されている。農村の現場の対応の仕方が問われざるをえない。

第4に、管理機構の事業は長期的に存続しうるのか。機構が利用権で日本の農地の相当部分を長期にわたって中間保有し、大規模経営に転貸し続けていく状況は、簡単には想像しがたい。出口戦略は必要ないのか。また、他方で内閣府は、国家戦略特区で農業生産法人の出資要件を大幅緩和し、参入企業に農地所有権取得の道を開くことを検討中だが、これとの関係はどうなるのか。

(5) このように中間管理事業の登場は、様々な問題を生起させ、農地制度の展開に新たな歪みを生じさせる可能性が大きい。政府・農水省の説明では、この事業は、TPPの成立を想定して競争力と輸出力のある農業経営を創出するためのものとされるが、その反面で、耕作放棄地対策は、この事業にとっては2次的、3次的なものとされた。今後の人口減少・高齢社会では、空間需要の縮退に対応した地域空間の総合的な管理システムが要請され、農地制度もその一翼を担う課題をもつという視点が必要になると、本研究者は考える（2011年5月「平成23年度科学研究費助成事業交付申請書」の研究目的でも記述した）が、そのような視点も閉却されている。

一方、本研究者が比較考察の対象とするフランスでは、2013年10月に「農業、食料及び森林の将来のための法律」という大きな法

案が議会上程され、審議中である。EU共通農業政策の改革を踏まえて、今後10年に向けた農業・農地政策と農地制度の重要な改革を行おうとする同法案は、以上で見たような日本の農地政策・農地制度の展開方向とは好対照をなす内容・諸点を含んでおり、裨益する点も多い。これをも比較法政策的視点からの参照事例としつつ、広い視野から日本の問題を考えていく。

2. 研究の目的

上記のような背景と課題認識のもとで企図された本研究の目的は、簡潔には以下のように記述された（2014年5月の「平成26年度科学研究費助成事業交付申請書」）。

「一般企業等の農地貸借を自由化した2009年農地制度改正の次のステップとして、2013年末に農地中間管理事業制度が創設され、2014年度から実施される。都道府県知事の下に農地中間管理機構を設けて農地の転貸事業を行わせ、利用権での農地の集約・集団化と経営規模の拡大を進めると同時に、機構を介した転借権による一般企業の農業参入を容易化することが狙いである。

しかし、この制度は、農地貸借の第3のルートを別枠で開設して農地制度を複層化させる上、法律面でも実態面でも様々な問題性を抱えている。また、農地の『地域資源』たる性質（改正農地法1条）を否認するこの制度が農地貸借の主軸になれば、農地制度全体の意義と機能にも重大な変化が生じる。

本研究は、日仏の比較を含む申請者の年々の研究の上に立って、それらの問題を取り込んだ分析枠組を改めて構築し、今日的な広い視野から農地制度の行くべき道を考えることを目的とする。」

3. 研究の方法

(1) 中間管理事業は新制度であるので、まず中間管理機構法の立案・立法過程をフォローし直し、その目的、内容と特徴を確認する。

(2) 事業の実施態勢自体も、農水省の指導の下で漸次に整えられていくので、その整備状況をフォローし、借り手の選定基準や機構集積協力金の交付条件等を確認していく。

(3) 事業が動きだした後は、管理機構の活動実態とその機能を一般法人の参入状況に留意しながら確認し、それが各地域の農地移動と農業構造の変化に及ぼす影響を検証するため、多様な農業地域で実態調査を行う。

(4) その際には、他のルートも含めて農地制度が果たしている機能を、各ルートの事実上の“役割分担”にも留意しつつ、総体として把握するよう努める。国会修正での法26条の追加がもつ意義も、その中で解明する。

(5) 併せて、中間管理事業並びに農地制度をめぐる議論と政策動向を、農政改革の全般的な動きの中に位置づけつつ、情報資料を手手して分析評価する。農地制度に関しては、他にも、国家戦略特区での農業生産法人の要

件緩和、農業委員会制度の見直し、権利移動統制の一般的緩和論などの、重要かつホットな政策上の論点があり、それらは、中間管理事業制度の創設とも内在的に結びついているからである。

(6) フランスの「農業、食料及び森林の将来のための法律」案の8つの主要項目中の5つは、農地政策にかかわる(賃貸借の環境条項、農業者の自立、経営構造コントロール、SAFER、土地管理)。成立は確実なので、パリに赴き、その背景、内容と目的、諸施策の適用状況等を聞き取り調査する。その知見は、逐次に発表するとともに、本研究の取り纏めにおいて「日本の農地制度の行くべき道を考える」ための比較法政策的な視座として活かしていく。

4. 研究成果

(1) 2014年度

年度前半には、各県での管理機構の設立と事業実施態勢の整備状況をフォローしつつ、同制度創設の意義と課題・問題点を検討した。農水省も統一的な実施通知等を発しなかったため、各県の現場では戸惑いや混乱もあったが、9月末には46道府県で機構が立ち上がった。

この作業の上で執筆したのが〔論文〕である(9月末脱稿)。同論文では、複数の文脈の要請に依拠した機構法には立法過程の性急さと粗雑さがあり、事業の輪郭、内容や方向性にも少なからぬ不明瞭さがあること、国会修正で政府法案の狙いとは異質な方向性をもつ法26条が追加された結果、同法には“2つの魂”が盛り込まれたこと、当面は、の方向性をベースに事業推進態勢が組まれているが、同法の制度的内容や関係の補助金制度にも多くの曖昧さがあるため、所期の事業目標の達成は困難とみられること、などを指摘した。実際、初年度の実績は、目標面積=14万haの20%程度であった。

5月頃から農業委員会制度、農協制度、農業生産法人制度(特区のそれを含む)の改正問題が浮上したので、情報の蒐集と分析を進めた。この関係では、〔その他〕を寄稿したほか、日本農業法学会学術シンポジウム「農地・農業委員会制度の改変と地域からの検証」(11月開催)の企画委員を担当し、総合討論でも積極的に発言した。

フランスで「農業、食料及び森林の将来のための法律」(以下、LAAAF法とも略称)が10月に成立したので、年度後半にはその分析作業に着手し、〔論文〕を発表した。同論文は、フランスの農業・農地政策の新動向の日本での最初の紹介であり、一定の反響を呼んだ。この作業を踏まえて年度末にはパリに赴き、関係諸機関での聞き取り調査と資料蒐集を行った。

(2) 2015年度

年度前半には、中間管理事業の前年度の実績(予想以上に低かった)をめぐる評価

と諸議論をフォローすると同時に、急速に実現性が高まった農業委員会制度、農協制度、農業生産法人制度の改正問題についての情報の蒐集と分析を進めた。また、2015年3月に実施したパリでの聞き取り調査結果の整理作業を行った。このうち、に関しては、7月に〔その他〕の研究報告を行い、に関しては、8月に短い発言記事を執筆した(〔その他〕)。

9月には改めてパリに赴き、LAAAF法の下での農地政策と関係制度の全般的な見直し状況を追跡調査した。前回調査時と異なり、政省令等の改正作業も進んでいたため、この調査により、関係制度と関係施策の再整備の具体的な内容と運用の方向づけがほぼ明らかになった。

年度後半には、中間管理事業の2年目の実施状況をフォローすると同時に、8月末の農業委員会制度、農協制度、農業生産法人制度の改正を踏まえて、〔学会発表〕の報告を行った。同報告は、日本農業法学会学術シンポジウムの冒頭報告として、広い視野から歴史を踏まえて当面する諸課題の全体像を考察したもので、その後の整理加筆の上、〔論文〕として発表されている。

(3) 2016年度

年度前半は体調を崩したため、十分な研究活動ができなかったが、夏明け以降、前年9月の渡仏調査の結果を踏まえて、フランスの「農業、食料及び森林の将来のための法律」(LAAAF法)の内容をより正確かつ詳細に分析し紹介するべく、〔論文〕の執筆を進めた。同法には、これからの農業が持つべき「経済的・環境的・社会的な二重、三重のパフォーマンス」、それを可能にする農業及び農業生産システムの多様性と多様な農業経営、その担い手(自然人たる農業者)を地域に根差した形で維持育成するための農業・農地政策と農地制度のあり方など、昨今の日本農政では等閑視されがちな諸要素が盛り込まれており、裨益するところが大きい。

年度後半は、中間管理事業の3年目の実施状況と前年8月の農業委員会制度改正の影響を、関係機関の担当者の聞き取りも踏まえて分析すると同時に、農村現場の多様な実情を知るべく全国農協中央会「JAによる地域農業振興と農地利用調整に関する調査検討会」に参加し、また、とみに大きな問題となってきた相続未登記・所有者不明化・遊休農地等の取扱いに係る全国農業会議所「遊休農地対策検討会」に参画した。以上から得られた分析評価と本研究者の見方の概要は、〔論文〕に取り纏めている。

得られた知見のうち興味を惹く点としては、中間管理事業は、実際には地元協議をベースとし、それに依拠して進められているため、機構法の“2つの魂”の相克はなお現実化していないこと、管理機構は借り手(転借人)のいる農地しか借り入れないため、その活動範囲には限界があり、それ故「農

地制度の複層化」も、なお目立ったものとはなっていないこと、農業委員会法改正は、機構の事業を補強する意図の下になされたが、その効果の如何はなお見定めがたいこと、相続未登記・所有者不明化農地のクローズアップは、機構の事業の登場が一つの契機となった面もあること、遊休不耕作農地対策の面では、機構はさしたる役割を果たしえず、農業委員会その他の現場での運動的な活動に多くが期待されていること、最後の農地の取扱いをめぐって農村現場で生じている諸問題・諸困難（その発生防止策を含む）は、いわば「複層化の最下層」（もしくは「横出し層」）を成していること、などがある。

加えて12月には土地総合研究所「縮退の時代における都市計画制度に関する研究会」で「農業関係法における『農地の管理』と『地域の管理』」と題する報告を行い（〔その他〕）〔論文〕を執筆した。この報告テーマは、本研究者が科研費による継続的な研究作業の中で以前から意識してきた課題にかかわり、次年度に同じ表題の下で本格的な論文の執筆に着手する切掛けとなった。

(4) 2017年度

年度当初から上記の論文の執筆作業を開始し、これまでに〔論文～〕を発表した。この連載論文は、これからの人口減少・縮退社会においては「農地の管理」と「農村地域空間の管理」のあり方を新しい観点から改めて問い直す必要があるという問題認識を出発点として、これまでの農地制度の沿革と現状を「農地管理」制度という視点から捉え直しつつ、今後に向けての課題を見通してみようとするものである。既発表の論文中で分析・指摘しえた興味を惹く事項としては、例えば、以下のような点がある。

農地改革以降の農地制度における「農地管理」を基礎づけたのは「国家的公共性」（「大公共A」）であり、構造政策の登場以降その「公共性」の具体的な内容や目的には逐次の変化・変更が生じるが、国による「農地管理」という性格と追及される目的が「農業生産」にかかわるといふ点は基本的に変わらなかったこと、ただし、その「管理」の網の目は、日本の“土地所有権の強さ”の故に、フランスと比べれば大幅にルーズなものであり、今後もし農地市場がグローバル化すれば新たな問題が生じる可能性があること、国による「農地管理」と地域農業の現場とを接合する役割を担うのが農業委員会による「地域的農地管理」であったが、その位置づけは、2009年農地制度改正、2013年農地中間管理機構法、2015年農業委員会法改正を経て大きく変転したこと、近年問題となっている遊休不耕作農地対策や相続未登記・所有者不明化農地対策も、現在はそのような「農地管理」の一環に位置づけられているが、これらをすべて同じ「農地管理」の中に一律に包摂しようとするには無理と限界があ

り、農地中間管理機構の創設は、図らずもそのことをより鮮明にしたこと、その結果、従来の「農地管理」の枠組からはみ出る農地の取扱い方如何の問題が登場してきているが、その問題への対応の方向ははまだ不分明なこと、その原因の一つには、従来の農地制度に「農村地域空間の管理」への指向が欠落していることがあり、そこを補充するためには「農地管理」の内容に「新しい公共的目的」を付加する必要があること、などである。

なお、以上の分析作業の中では、フランスの場合との対比を適宜に行うことにより、日本の「農地管理」制度の特質も描き出せたと考えている。

今後に予定している続稿では、上記の考察を踏まえた上で、これからの縮退の時代において、上の～の問題と農村地域空間管理の課題とをいかに接合させ、かつ、それを都市サイドからの地域空間管理の課題とどのように繋ぎ合せていくかを検討する。そのためには、^{xi}「農地並びに農村地域空間の管理」が有する「新しい公共性」を確認し、それを担う制度と政策を構想する必要があるが、〔論文〕の最後では、その点に関する端緒的な考察も行っている。

本研究計画を立てた時点では、農地法と農業経営基盤強化法に重ねる形で農地中間管理機構法が制定されたことによる「農地制度の複層化」に注目し、研究期間の前半では「複層化」の制度的構造と特質並びに実質的な意味を解明する作業に力点を置いたが、上の～^{xi}の問題をも視野に入れると、「複層化」だけでなく、「農地並びに農村地域空間の管理」の「水平的な広がり」と質的な区分・多層性^{xi}そして、その「管理」を「新しい公共性」に依拠して担う農地制度の新しい仕組み・構造の必要性^{xi}というアプローチの視点も導入することが必要になると考えている。これは、本研究を通じて得られた新しい視点である。

フランスの農地制度並びに都市土地法制に関する本研究者の知見も、その課題を検討する際の比較参照事例として役立つものとする。

以上のほか、9月にはパリに赴き、従前からの調査をフォローする聞き取り調査を実施した。その成果は、2つの研究報告（〔その他〕）の中にも反映させている。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計9件）

原田純孝、農業関係法における「農地の管理」と「地域の管理」 沿革、現状とこれからの課題(3)・未完、土地総合研究 26巻2号、査読無し、2018年5月、80-110頁

原田純孝、同上(2)、同前誌 25巻4号、査読無し、2017年11月、102-125頁

原田純孝、同上(1)、同前誌 25 巻 3 号、査読無し、2017 年 8 月、122-138 頁

原田純孝、地元ベースの農地利用調整と現行農地制度の問題点、全国農業協同組合中央会「J A による地域農業振興と農地利用調整に関する調査検討会：報告書」、査読無し、2017 年 6 月、65-82 頁

原田純孝、農業関係法における「農地の管理」と「地域の管理」、一般財団法人土地総合研究所「平成 28 年度 縮退の時代における都市計画制度に関する研究会：報告書」、査読無し、2017 年 3 月、18-34 頁

原田純孝、フランスの農業経営・農地政策の新動向 農業、食料及び森林の将来のための法律（翻訳と解題）のびゆく農業（一般財団法人農政調査委員会）1032 1033 合併号、査読無し、2016 年 12 月、1-90 頁

原田純孝、戦後農政転換の背景と論点、日本農業法学会編「戦後農政の転換と農協・農業委員会制度改革等の検証」、農業法研究 51 号、査読無し、2016 年 6 月、5-20 頁

原田純孝、フランスの農業・農地政策の新たな展開 「農業、食料及び森林の将来のための法律」の概要、『土地と農業』No.45、査読無し、2015 年 3 月、45-65 頁

原田純孝、農地中間管理機構創設の意義と問題点 制度的見地からの検討、日本農業年報 61 号（アベノミクス農政の行方 農政の基本方針と見直しの論点、査読無し、2015 年 3 月、61-89 頁

〔学会発表〕(計 1 件)

原田純孝、戦後農政転換の背景と論点 各報告への期待、日本農業法学会 2016 年度学術シンポジウム「戦後農政の転換と農協・農業委員会制度改革等の検証」、2015 年 11 月 21 日、於：東京農業大学

〔その他〕

原田純孝、フランスの農地制度における諸規制と外国人・外国法人の取扱い、農水省農林水産政策研究所セミナーでの講演、2018 年 1 月

原田純孝、フランスの青年農業者の自立助成と経営継承・経営移政策、全国農業会議所「農業の次世代継承に関する研究会」での報告、2017 年 12 月

原田純孝、農業関係法における「農地の管理」と「地域の管理」、一般財団法人土地総合研究所「縮退の時代における都市計画制度に関する研究会」での報告、2016 年 12 月

原田純孝、書評：高村学人著「コモンズからの都市再生 地域共同管理と法の新たな役割、ミネルヴァ書房(2012)」、立命館大学・政策科学 24 巻 1 号、査読無し、2016 年 10 月、85-88 頁

原田純孝、農地関係制度の改変と戦争法案（巻頭言）農業と経済 81 巻 9 号、査読無

し、2015 年 10 月、3 頁

原田純孝、フランスの農業構造政策と農地政策（担い手政策を含む）の新動向 「農業、食料及び森林の将来のための法律」の内容に即して、農林中金総合研究所での講演、2015 年 7 月、

原田純孝、農業法研究第 50 号の発刊にあたって、農業法研究 50 号、査読無し、2015 年 6 月、141-144 頁

原田純孝、「農業改革を問う」：農業・農地制度・農村社会の見方 対立・対抗関係浮彫に、全国農業新聞、査読無し、2014 年 9 月 26 日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原田 純孝 (HARADA, Sumitaka)
中央大学・その他部局等・客員研究員
研究者番号：50013016

(2) 研究分担者